平成２９年（フ）第６１号
神戸市灘区篠原台５番１―312号
債務者　髙井　正子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８号
神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石337番地の１グリーンハイツ妙法寺Ａ棟302号
債務者　細川登志子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２号
神戸市兵庫区門口町１番７―503号、従前の住所神戸市長田区高取山町２丁目15番19号レオパレス板宿第２　202号
債務者　唐仁原小百合
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目20番22―102号
債務者　岡　　美奈
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８２４号
広島市安佐南区東野１丁目13番２―403号
債務者　松澤　健二
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３号
福岡県筑後市大字蔵数533番地13　ＭＫ希203号
債務者　那須　優子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３１２号
北海道旭川市永山６条７丁目７番12号　小沢コーポ202
債務者　橋本　忠夫
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６８号
大阪市福島区鷺洲５丁目６番66号、前住所大阪市福島区鷺洲５丁目10番８―203号
債務者　平野　望美（旧姓岩部）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４号
静岡県浜松市西区大人見町12番地の179、住民票上の住所静岡県浜松市西区大人見町3374番地の１
債務者　會田　京子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５１号
茨城県龍ケ崎市若柴町57番地の１
破産者　岡野　博之
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６１６号
仙台市青葉区南吉成２丁目22番地の15　グリーンヒルズＣＨＩＤＡ―Ｆ棟202、開始決定時の住所仙台市青葉区国見１丁目１番10号
破産者　鶴田春美こと　金　　春美
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
埼玉県川口市南前川２丁目22番17号　メゾンＭＫ南前川203号
破産者　下村　元気
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
さいたま市南区松本１―13―３　阿部ハイツ201、住民票上の住所神奈川県横浜市中区花咲町１丁目２番地　リバーサイド桜木町705号室
破産者　坂本　弘一
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
長野県安曇野市豊科4692番地13　越後ハイツ203号、開始決定時の住所長野県安曇野市豊科高家3770番地の77
破産者　大槻　　稔
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１７４０号
大阪府堺市堺区向陵東町１丁７番18号、開始決定時大阪府大阪市住之江区南加賀屋４丁目４番33―1301号
破産者　辻内　宏治
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５９号
大阪府豊中市末広町３丁目12番１―102号、前住所大阪府豊中市刀根山６丁目９番51号
破産者　中川　宏亮
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部